

◎国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律

(令和四年一一月一八日法律第八三号) (衆)

一、提案理由 (令和四年一一月四日・衆議院本会議)

○山口俊一君 ただいま議題となりました国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

本法律案は、人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に伴い国会議員の秘書の給料月額及び勤勉手当の支給割合の改定を行おうとするものであります。

本法律案は、本日、議院運営委員会において起草し、提出したものであります。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院議院運営委員長報告 (令和四年一一月一日)

○石井準一君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、政府職員の給与改定に伴い、議員秘書の給料月額の一部及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ改定しようとするものであります。

委員会におきましては、日本維新の会の清水委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。